

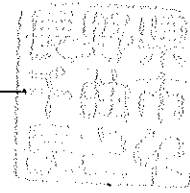
千曲市訓令第3号

本 庁
出先機関

千曲市職員の時間外勤務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月25日

千曲市長 小 川 修 一



千曲市職員の時間外勤務取扱規程の一部を改正する訓令

千曲市職員の時間外勤務取扱規程（平成24年千曲市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「勤務終了時から15分間の休憩を与えた後」を削る。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。